

港 灣 工 事 付 屬 資 料

付属資料目次

付属資料

1. 海上工事における関係法令一覧	4
2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き	8
(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合	8
(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合	8
(3) 港湾区域及び第 56 条第 1 項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合 ...	9
(4) 漁港内で工事等を施工する場合	9
(5) 海岸保全区域で工事等を施工する場合	10
(6) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合	11
(7) 水路測量を実施する場合	12
(8) 航路標識を設置、管理、変更する場合	13
(9) 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事（水路業務法の述）を施工する場合	14
3. 船舶航行に関する報告手続の手引き	155
(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報	15
(2) 海難発生時の通報	166
(3) 航路標識等事故発生時の通報	166
(4) 海難報告	16

1. 海上工事における関係法令一覧

分 類	法 令 名
航行安全に関する法令	海上衝突予防法 (昭和52. 6. 1法律第62号)
	同 施行規則 (昭和52. 7. 1運輸省令第19号)
	海上交通安全法 (昭和47. 7. 3法律第115号)
	同 施行令 (昭和48. 1. 26政令第5号)
	同 施行規則 (昭和48. 3. 27運輸省令第9号)
	港則法 (昭和23. 7. 15法律第174号)
	同 施行令 (昭和40. 6. 22政令第219号)
	同 施行規則 (昭和23. 10. 9運輸省令第29号)
	水路業務法 (昭和25. 4. 17法律第102号)
	同 施行令 (平成13. 12. 28政令第433号)
	同 施行規則 (昭和25. 7. 26運輸省令第55号)
	航路標識法 (昭和24. 5. 24法律第99号)
	同 施行規則 (昭和24. 6. 25運輸省令第30号)
	水難救護法 (明治32. 3. 29法律第95号)
	同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第237号)
	同 施行規則 (明治32. 7. 29逓信省令第35号)
	海難審判法 (昭和22. 11. 19法律第135号)
	同 施行令 (昭和23. 3. 6政令第54号)
	同 施行規則 (昭和23. 4. 2運輸省令第8号)
	船舶法 (明治32. 3. 8法律第46号)
同 施行細則 (明治32. 6. 12逓信省令第24号)	
内航海運業法 (昭和27. 5. 27法律第151号)	
同 施行規則 (昭和27. 7. 2運輸省令第42号)	
港湾等整備に関する法令	港湾法 (昭和25. 5. 31法律第218号)
	同 施行令 (昭和26. 1. 19政令第4号)
	同 施行規則 (昭和26. 11. 22運輸省第98号)
	港湾の施設の技術上の基準を定める省令 (昭和49. 7. 16運輸省令第30号)
	漁港法 (昭和25. 5. 2法律第137号)
	同 施行令 (昭和25. 7. 28政令第239号)
	同 施行規則 (昭和26. 7. 17農林省令第47号)
	海岸法 (昭和31. 5. 12法律第101号)
	同 施行令 (昭和31. 11. 7政令第332号)
	同 施行規則 (昭和31. 11. 10 農林、運輸、建設省令第1号)
	公有水面埋立法 (大正10. 4. 9法律第57号)
	同 施行令 (大正11. 4. 8勅令第194号)
同 施行規則 (昭和49. 3. 18運輸、建設省令第1号)	

分 類	法 令 名
海 洋 汚 染 防 止 等 に 関 す る 法 令	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45.12.25法律第136号)
	同 施行令 (昭和46.6.22政令第201号)
	同 施行規則 (昭和46.6.23運輸省令第38号)
	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処 分することができるものの水質の基準を定める省令 (昭和47.8.5運輸省令第50号)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45.12.25法律第137号)
	同 施行令 (昭和46.9.23政令第300号)
	同 施行規則 (昭和46.9.23厚生省令第35号)
	再生資源の利用の促進に関する法律 (平成3.4.26法律第48号)
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12.5.31法律第104号)
	同 施行令 (平成12.11.29政令第495号)
	同 施行規則 (平成14.3.5国土交通省・環境省第1号)
	水質汚濁防止法 (昭和45.12.25法律第138号)
	同 施行令 (昭和46.6.17政令第188号)
	同 施行規則 (昭和46.6.19総理府通産省令第2号)
	水産資源保護法 (昭和26.12.17法律第313号)
	自然環境保全法 (昭和47.6.22法律第85号)
同 施行令 (昭和48.3.31政令第38号)	
同 施行規則 (昭和48.2.9総理府令第62号)	
自 然 公 園 に 関 す る 法 令	自公園法 (昭和32.6.1法律第161号)
	同 施行令 (昭和32.9.30政令第298号)
	同 施行規則 (昭和32.10.11厚生省令第41号)
危 険 物 に 関 す る 法 令	火薬類取締法 (昭和25.5.4法律第149号)
	同 施行規則 (昭和25.10.31通産省令第88号)
	火薬類の運搬に関する 総理府令 (昭和35.12.28総理府令第65号)
	危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32.8.20運輸省令第30号)
	危険物の規制に関する政令 (昭和34.9.26政令第306号)
	危険物の規制に関する規則 (昭和34.9.29総理府令第55号)
火 災 防 止 に 関 す る 法 令	消防法 (昭和23.7.24法律第186号)
	同 施行令 (昭和36.3.25政令第37号)
	同 施行規則 (昭和36.4.1自治省令第6号)
交 通 安 全 に 関 す る 法 令	道路交通法 (昭和35.6.25法律第105号)
	同 施行令 (昭和35.10.11政令第270号)
	同 施行規則 (昭和35.12.3総理府令第60号)
	土砂等を運搬する大 型自動車による交通 事故の防止等に関する 特別措置法 (昭和42.8.2法律第131号)

分 類	法 令 名
船舶設備に関する 法令	船舶安全法 (昭和 8. 3.15法律第11号) 同 施行令 (昭和 9. 2. 1勅令第13号) 同 施行規則 (昭和 38. 9. 25運輸省令第41号) 船舶構造規則 (平成 10. 3. 31運輸省令第16号) 船舶機関規則 (昭和 59. 8. 30運輸省令第28号) 船舶設備規程 (昭和 9. 2. 1逓信省令第6号) 船舶区画規程 (昭和 27. 11. 14運輸省令第97号) 船舶防火構造規則 (昭和 55. 5. 6運輸省令第11号) 満載喫水線規則 (昭和 43. 8. 10運輸省令第33号) 船舶復原性規則 (昭和 31. 12. 28運輸省令第76号) 船舶救命設備規則 (昭和 40. 5. 19運輸省令第36号) 船舶消防設備規則 (昭和 40. 5. 19運輸省令第37号)
船員に関する法令	船舶職員法 (昭和 26. 4. 16法律第149号) 同 施行令 (昭和 58. 2. 12政令第13号) 同 施行規則 (昭和 26. 10. 15運輸省令第91号) 船員法 (昭和 22. 9. 1法律第100号) 同 施行規則 (昭和 22. 9. 1運輸省令第23号) 船員労働安全衛生規則 (昭和 39. 7. 31運輸省令第53号) 船員保険法 (昭和 14. 4. 6法律第73号)
陸上労働に関する 法令	労働基準法 (昭和22. 4. 7法律第49号) 同 施行規則 (昭和22. 8.30厚生省令第23号) 女子年少者労働基準規則 (昭和29. 6.19労働省令第13号) 事業附属寄宿舎規程 (昭和22.10.31労働省令第7号) 建設業附属寄宿舎規程 (昭和42. 9.29労働省令第27号) 建設労務者の雇用の (昭和51. 5.27法律第33号) 改善等に関する法律労働安全衛生法 (昭和47. 6. 8法律第57号) 同 施行令 (昭和47. 8.19政令第318号) 労働安全衛生規則 (昭和47. 9.30労働省令第32号) 有機溶剤中毒予防規則 (昭和47. 9.30労働省令第36号) ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和47. 9.30労働省令第33号) クレーン等安全規則 (昭和47. 9.30労働省令第34号) ゴンドラ安全規則 (昭和47. 9.30労働省令第35号) 高気圧作業安全衛生規則 (昭和47. 9.30労働省令第40号) 酸素欠乏症等防止規則 (昭和47. 9.30労働省令第42号) 労働者災害補償保険法 (昭和22. 4. 7法律第50号) 同 施行令 (昭和52. 3.23政令第33号) 同 施行規則 (昭和30. 9. 1労働省令第22号) 職業安定法 (昭和22.11.30法律第141号) 同 施行令 (昭和28. 8.31政令第242号) 同 施行規則 (昭和 22. 12. 29労働省令第12号)

分 類	法 令 名
	雇用保険法 (昭和49. 12. 28法律第116号)
	同 施行令 (昭和50. 3. 10政令第25号)
	同 施行規則 (昭和50. 3. 10労働省令第3号)
	労働保険の保険料の (昭和44. 12. 9法律第84号)
	徴収等に関する法律
	同 施行令 (昭和47. 3. 31政令第46号)
	同 施行規則 (昭和47. 3. 31労働省令第8号)
	健康保険法 (大正11. 4. 22法律第70号)
	同 施行令 (大正15. 6. 30勅令第243号)
	同 施行規則 (大正15. 7. 1内令第36号)
	厚生年金保険法 (昭和29. 5. 19法律第115号)
	同 施行令 (昭和29. 5. 24政令第110号)
	同 施行規則 (昭和29. 7. 1厚生省令第37号)
	最低賃金法 (昭和34. 4. 15法律第137号)
	同 施行規則 (昭和34. 7. 10労働省令第16号)
	賃金の支払の確保等 (昭和51. 5. 27法律第34号)
	に関する法律
	同 施行令 (昭和51. 6. 28政令第169号)
	同 施行規則 (昭和51. 6. 28労働省令第26号)
	職業能力開発促進法 (昭和44. 7. 18法律第64号)
	同 施行令 (昭和44. 9. 30政令第258号)
	同 施行規則 (昭和44. 10. 1労働省令第24号)
	所得税法 (昭和40. 3. 31法律第33号)
	同 施行令 (昭和40. 3. 31政令第96号)
	同 施行規則 (昭和40. 3. 31大蔵省令第11号)
	建設業退職金共済制度 (昭和39. 6. 18政令第188号)
	悪臭防止法 (昭和46. 6. 1法律第91号)
	同 施行令 (昭和47. 5. 30政令第207号)
	同 施行規則 (昭和47. 5. 30政令第39号)

2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き

(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合

書類の名称	港湾工事等許可申請書
根拠法令	港湾法37-1項、同令13、14
適用海域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内(港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者の長が指定する区域)
手続を必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域(上空100mまでの区域及び水底下 60mまでの区域を含む以下同じ)又は公共空地の占有 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良(第一項の占有を伴うものは除く) ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ. 港湾管理者の長が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ. 港湾管理者の長が指定する廃物の投棄
提出者	工事等施工者
提出先	港湾管理者の長
他の法令との関係	公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。 港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域施設、外かく施設、若しくはけい留施設を建設し、その他水域の一部を占有し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。(港湾法56-1)

(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合

書類の名称	作業等許可申請書
根拠法令	港則法31-1項、43項同則16
適用海域	特定港内又は特定港の境界附近(特定港以外の港にも準用)
手続を必要とするとき	工事又は作業を行うとき
提出者	工事又は作業の実施責任者
提出先	特定港にあつては所轄港長 特定港以外の港にあつては所轄海上保安監部又は海上保安部の長
申請の内容	① 氏名及び住所 ② 工事又は作業の目的及び種類 ③ 工事又は作業の期間及び時間 ④ 工事又は作業の区域又は場所 ⑤ 工事又は作業の方法 ⑥ その他(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等)

(3) 港湾区域及び第 56 条第 1 項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等届出書
根拠法令	港湾法56-3、同令20、同則29、30
適用海域	港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域
手続を必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設（危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設）を建設し又は改良する場合
提出者	工事等施工者
提出先	都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）
記載事項	<p>1) 事項</p> <p>① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>② 種類規模及び構造</p> <p>③ 船舶許容能力、係留能力</p> <p>④ 工事の開始及び完了の予定期日</p> <p>⑤ 使用及び管理の計画</p> <p>2) 添付書類</p> <p>① 工事設計書</p> <p>② 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面</p> <p>③ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面</p> <p>④ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる）</p> <p>⑤ その他参考書類</p>

(4) 漁港内で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等許可申請書
根拠法令	漁港法39
適用海域	漁港の区域内の水域又は公共空地
手続を必要とするとき	<p>次の工事等を施工しようとするとき</p> <p>① 工作物の建設若しくは改良 （水面又は土地の占用を伴うものを除く）</p> <p>② 土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土</p> <p>③ 汚水の放流若しくは汚物の放棄</p> <p>④ 水面若しくは土地の一部の占用 （公有水面の埋立てによる場合を除く）</p>
提出者	工事等施工者
提出先	漁港管理者

(5) 海岸保全区域で工事等を施工する場合

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
根拠法令	海岸法7、同則3	海岸法8、同令3、同則4
適用海域	(陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲)	同左
手続を必要とするとき	海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき	次の行為をしようとするとき ① 土石(砂を含む)を採取すること ② 水面若しくは他の土地の他の施設等を新設し、又は水面若しくは他の土地にある他の施設等を改築すること ③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為(木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの)
提出者	占用しようとするもの	工事等施工者
提出先	海岸管理者	同左
申請の内容	① 海岸保全区域の占用の目的 ② 海岸保全区域の占用の期間 ③ 海岸保全区域の占用の場所 ④ 施設又は工作物の構造 ⑤ 工事実施の方法 ⑥ 工事実施の期間	① 土石採取の場合 イ. 採取の目的 ロ. 採取の期間 ハ. 採取の場所 ニ. 採取の方法 ホ. 採取量 ② 施設又は工作物の新設、改築の場合 イ. 新設又は、改築する目的 ロ. 新設又は、改築する場所 ハ. 新設又は、改築する施設又は工作物の構造

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
		ニ. 工事実施の方法 ホ. 工事実施の期間 ③ 土地の掘削、盛土、切土等を行う場合 イ. 目的 ロ. 内容 ハ. 期間 ニ. 場所 ホ. 方法

(6) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
根拠法令	自然公園法17 18 18-2 20 同則10
適用海域	特別地域（国立公園、国定公園） 特別保護地区、海中公園地区
手続を必要とするとき	特別地域内で次の行為をしようとするとき ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ④ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること ④の2. 環境庁長官が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑤ 広告物その他これに類するものを提出し、若しくは設置し、又は公告その他これに類するものを工作物等に表示すること ⑥ 水面を埋立て、又は干拓すること ⑦ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ⑧ 高山植物その他これに類する植物で環境庁長官が指定するものを採取し、又は損傷すること ⑨ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ⑩ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること
提出者	工事等施工者
提出先	国立公園区域 環境庁長官 国定公園区域 都道府県知事
申請の内容	① 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） ② 行為の種類 ③ 行為の目的 ④ 行為の場所 ⑤ 行為地及びその付近の状況 ⑥ 行為の施行方法

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
	<p>⑦ 着手及び完了の予定日 (添付図面等)</p> <p>① 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図</p> <p>② 行為地及びその附近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>③ 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図</p> <p>④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面</p>

(7) 水路測量を実施する場合

書類の名称	水路測量許可申請書
根拠法令	水路業務法6、同則2、3
手続を必要とするとき	<p>海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき</p> <p>ただし、次の場合は、本件許可は不要である</p> <p>① 学術的な調査、研究のための水路測量</p> <p>② 港湾施設施工のための水路測量</p> <p>③ 百分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量</p> <p>④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量</p>
提出者	水路測量実施者
提出先	管区海上保安本部海洋情報部（管区海上保安本部長あて）
申請の内容	<p>① 申請者の住所、氏名又は名称</p> <p>② 水路測量の目的区域</p> <p>③ 精度</p> <p>④ 方法</p> <p>⑤ 期間</p> <p>⑥ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地</p> <p>⑦ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地</p> <p>⑧ 水路測量作業員の構成</p>

(8) 航路標識を設置、管理、変更する場合

書類の名称	航路標識設置（管理） 許 可 申 請 書	航路標識現状変更 許 可 申 請 書
根 拠 法 令	航路標識法2のただし書同則1、3	航路標識法5の1同則7
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その者が行う事業又は事務の用に供するため、その者の費用で航路標識を設置し、又は管理するとき	海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするとき
提 出 者	設置及び管理しようとする者	航路標識の管理者
提 出 先	所轄海上保安本部燈台部 (管区海上保安本部長あて)	同 左
申 請 の 内 容	<p>1) 設置の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 理由書 ② 設置位置を海図上に示した図面 ③ 航路標識の全体を示した側面図 ④ 航路標識の各部の構造についての図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品調書 <p>2) 管理の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 航路標識の名称 ② 管理の理由 ③ 管理期間 ④ 管理条件 ⑤ 管理方法 	<p>1) 位置を変更する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 設置位置を海図上に示した図面 ② 告示要項書 <p>2) 性質又は構造を変更する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 航路標識の全体を示した側面図 ② 航路標識の各部の構造についての図面 ③ 告示要項書 <p>3) 廃止、休止の場合 [航路標識廃止（休止）許可申請書]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 理 由 ② 廃止の期日（休止の期間） ③ 廃止（休止）に伴う措置

[備考] 許可申請書作成にあたっては、保燈監第 365 号（昭和 51 年 12 月 24 日）

「所管外航路標識許可事務処理要領」を参照すること。

(9) 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事（水路業務法の述）を施工する場合

書類の名称	水路業務法第19条第1項に基づく通報
根拠法令	水路業務法19-1項
手続を必要とするとき	港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事（水路業務法の記述）を施工しようとするとき ※青森県が行う港湾工事、海岸工事は全て該当 ①着工時（作業許可申請後） ②工事完了前（工事中用ブイを撤去する前）
提出者	工事等施工者
提出先	所轄海上保安本部海洋情報部（海上保安庁長官あて）
申請の内容	① 工事の名称 工事計画書、発注書等に記載された名称、又は工事施設の名称等 ② 工事の概要 施工施設の名称及び海上作業に係る大まかな工事の種別 ③ 工事の期間（予備日を含む） ④ 場所及び区域 工事計画平面図等を添付 ⑤ 計画期間 工事発注者名および連絡先

3. 船舶航行に関する報告手続きの手引き

(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報

名 称	長大物件えい航船等航路予定通報													
根 拠 法 令	海交法22、同則12、13、14													
手続を必要とするとき	長大物件えい航又は押航して（引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの長さが200m以上のもの）、海交法第2条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき													
通 報 者	船長又は船長の職務代行者													
通 報 先	航路を担当する海上保安部署 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>航 路 名</th> <th>航路担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td> <td>東京湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>明石海峡航路</td> <td>大阪湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路</td> <td>備讃瀬戸海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>伊良湖水道航路</td> <td>第四管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>来島海峡航路</td> <td>来島海峡海上交通センター</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安（監） 部</p>		航 路 名	航路担当部署	浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター	明石海峡航路	大阪湾海上交通センター	備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター	伊良湖水道航路	第四管区海上保安本部	来島海峡航路	来島海峡海上交通センター
航 路 名	航路担当部署													
浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター													
明石海峡航路	大阪湾海上交通センター													
備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター													
伊良湖水道航路	第四管区海上保安本部													
来島海峡航路	来島海峡海上交通センター													
通 報 時 期	① 最初の通報：航路入航予定日の前日の正午まで ② 変更通報：航路入航予定時刻の3時間前以後その都度直ちに													
通 達 手 段	海上保安庁長官が告示で定める方法													
通 報 事 項	① 船舶の名称及び総トン数 ② 長大物件えい（押）航船の全体の長さ及び喫水（単位メートル） ③ 長大物件えい（押）航船の引き又は押す物件の概要（種類、長さ、巾、高さ等） ④ 仕向港（仕向港の定まっている船舶に限る） ⑤ 航行しようとする航路の区間 ⑥ 航路入航予定日時（時刻は24時、日本標準時による） ⑦ 航路出航予定日時（同 上） ⑧ 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局のある船舶に限る） ⑨ 海上保安庁との連絡方法（船舶局のない船舶に限る）													

(注) (1) 通報を郵送する場合は、封筒に「航路通報」と朱書すること。

(2) 航路を通航しない場合はこの通報は必要としない。

(2) 海難発生時の通報

名 称	海 難 報 告	海 難 報 告
根 拠 法 令	海交法33、同則29	港則法25
適 用 海 域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界付近
手続を必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき
通 報 者	船 長	船 長
通 報 先	所轄海上保安（監）部の長	所轄港長又は所轄海上保安（監）部の長
通 報 事 項	① 海難の概要 ② 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためにとった措置の概要	同 左

(3) 航路標識等事故発生時の通報

名 称	航 路 標 識 事 故 発 生 時 の 通 報
根 拠 法 令	航路標識法7
適 用 海 域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域
手続を必要とするとき	航路標識に事故のある事を見出したとき
通 報 者	事故発見者
通 報 先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所
通 報 事 項	事故状況

(4) 海難報告

名 称	海 難 報 告 書
根 拠 法 令	船員法19、同則14
手続を必要とするとき	次の事態が発生したとき ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ② 人命又は船舶の救助に従事したとき ③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき ⑤ 予定航路変更したとき ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき
報 告 者	船 長
報 告 先	最寄りの地方運輸局等の事務所
報 告 時 期	発生後遅滞なく
報 告 部 数	2部
報 告 内 容	① 件名（衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等） ② 船 名 ③ 船 質 ④ 船舶番号 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域

名 称	海 難 報 告 書
	⑧ 主機の種類、箇数及び出力 ⑨ 船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩ 船 長 住所、氏名 海技名状 種類、番号 ⑪ 機関長 住所、氏名 海技名状 種類、番号 ⑫ 発航港及び到着港 ⑬ 事実発生の年月日時及び場所 ⑭ 事実のてん末
様 式	第 4 号
注	① 海難報告書を提出する際、航海日誌を呈示すること航海日誌を呈示できないときは、その理由を事実の末尾に記載すること ② 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には遭難船舶の救助におもむくことができなかつた理由をも記載すること ③ 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること ④ 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること